

笛吹川沿岸土地改良区組合員資格得喪通知書を提出される方へ

土地改良法第42条の規定に基づき、新資格者が権利義務を継承することから、対象となる土地に滞納賦課金がある場合については、滞納金も継承することになりますのでご注意ください。

※ 詳細につきましては、笛吹川沿岸土地改良区までお問い合わせください。
《お問い合わせ先》 (0553) 22-2469

土地改良法 第42条（権利義務の承継及び決済）

土地改良区の組合員が組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の全部又は一部についてその資格を喪失した場合には、その者がその土地の全部又は一部について有するその土地改良区の事業に関する権利義務は、その土地の全部若しくは一部についての権利の承継又は第3条第2項の規定による交替によってその土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得した者に移転する。

2 土地改良区の組合員が、組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の全部又は一部についてその資格を喪失した場合において、前項の承継又は第3条第2項の規定による交替がないときは、その者及び土地改良区は、その土地の全部又は一部につきその者の有するその土地改良区の事業に関する権利義務について必要な決済をしなければならない。

土地改良法 第43条（組合員の資格得喪の通知義務）

土地改良区の地区内の土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得し、又は喪失した者がある場合には、その者は、その旨を土地改良区に通知しなければならない。

2 前項の当事者は、同項の規定による通知があるまでは、当該資格の得喪をもって第三者に対抗することができない。